第 36 回

定時株主総会招集ご通知



Flight Holdings Inc.

株式会社フライトホールディングス

証券コード:3753

開催日時

2023年6月28日 (水曜日) 午後2時 (受付開始午後1時30分予定)

開催場所

東京都目黒区三田一丁目4番1号 (恵比寿ガーデンプレイス内) ウェスティンホテル東京 地下1階 桜

議 案

第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件

目 次

第36回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	5
連結計算書類	13
計算書類	15
監査報告	17
株主総会参考書類	25

<株主の皆さまへのお願い>

当日ご出席願えない場合は、3頁から4頁に記載の書面(郵送)又はインターネットによる議決権行使の方法をご活用くださいますようお願い申しあげます。

また、当日会場でのお土産の配布及び株主総会終了後の事業説明会の開催は予定しておりません。何卒ご理解を賜りますようお願い申しあげます。

スマートフォンからQRコードを読み取ることで、 議決権を簡単にご行使いただけます。



本招集通知は、パソコン・ スマートフォンでも主要な コンテンツをご覧いただ けます。





証券コード 3753 2023年6月13日 (電子提供措置開始日 2023年6月7日)

株主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目6番1号 株式会社フライトホールディングス 代表取締役社長 片川 圭 一 朗

第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。 さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認下さいますようお願い申しあげます。

◎当社ウェブサイト

https://www.flight-hd.co.jp/ir/meeting.html



◎株主総会資料 掲載ウェブサイト

https://d.sokai.jp/3753/teiji/



なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月27日(火曜日)午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日 時 2023年6月28日(水曜日)午後2時(受付開始午後1時30分予定)

2.場 所 東京都目黒区三田一丁目4番1号(恵比寿ガーデンプレイス内)

ウェスティンホテル東京 地下1階 桜

3.目的事項報告事項

- 1. 第36期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書 類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第36期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修 正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ・事業報告 …会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制
 - ·連結計算書類 …連結株主資本等変動計算書、連結注記表
 - ·計算書類 ···株主資本等変動計算書、個別注記表

従いまして、当該書面に記載している、事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法により議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。 議案の詳細は後記の「株主総会参考書類」をご参照ください。

1. インターネットによるご行使

行使 期限 2023年6月27日 (火曜日)

午後6時まで



スマートフォンからQRコードを読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

- ●従来の議決権行使書用紙への記入・郵送が不要
- ●議決権行使ウェブサイトへのアクセス、議決権行使書用 紙に記載の議決権行使コード・パスワードの入力が不要

「スマート行使」による方法、議決権行使コード・パス ワード入力による方法についての詳細は、次頁「インタ ーネットによる議決権行使のご案内」をご参照くださ い。



招集ご通知の主要なコンテンツが、 スマートフォン・パソコンでご覧いただけます。



当社では、スマートフォン等で招集ご通知 の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使が より簡単に行えるサービスを導入しており ます。

下記のURL又はQRコードによりアクセス いただきご覧ください。

https://p.sokai.jp/3753/



2. 議決権行使書のご郵送

行使 期限 2023年6月27日(火曜日) 午後6時到着分まで 議案の賛否を議決権行使書にご記入のうえ、 行使期限までに到着するようお早めにご投函 ください。



◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

3. 株主総会ご出席

当日、議決権行使書用紙を持参のうえ、 会場受付にご提出ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は100%。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。 ※QRコードを再度読取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

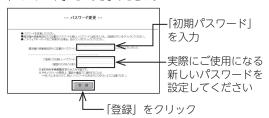
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル **60** 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時~午後9時)

◎書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

事業報告

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの新たな段階へ移行が進められる中、各種政策の効果等により持ち直していくことが期待されておりますが、原材料価格の上昇や急激な円安進行等により景気への影響が懸念され、先行きは依然として厳しい状況にあります。このような状況の中、当社グループは、既存願客向けのシステム開発、電子決済ソリューション、「Incredist」とより、アク門系及び販売、並びにAndroid ファナによるの地名が高いよう

ョン「Incredist」シリーズの開発及び販売、並びにAndroidスマホによるタッチ決済ソリューション「Tapion」の開発に注力いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,009百万円(前期比7.4%減)、営業利益79百万円(前期比49.7%減)、経常利益56百万円(前期比63.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益41百万円(前期比63.8%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(a)コンサルティング&ソリューション事業

コンサルティング&ソリューション事業においては、事業会社の基幹システム開発及び既存顧客向けのシステム開発・保守等を行いました。引き合い状況は堅調であり、前期比で増収増益となりました。

以上の結果、売上高は1,009百万円(前期比10.1%増)、営業利益は163百万円(前期比96.6%増)となりました。

(b)サービス事業

サービス事業においては、電子決済ソリューション「Incredist」シリーズや無人精算機向けの決済ソリューションの開発及び販売、並びにマイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス「myVerifist(マイ・ベリフィスト)」及びAndroidスマホによるタッチ決済ソリューション「Tapion」の開発に注力いたしました。前期に「Incredist」の大型納品があった反動により、減収減益となりました。

以上の結果、売上高は1,881百万円(前期比12.2%減)、営業利益は229百万円(前期比44.5%減)となりました。

(c)ECソリューション事業

E Cソリューション事業においては、B2B向けECサイト構築パッケージ「EC-Rider B2B」の開発及び販売に注力いたしました。前期に多額のプロジェクト損失を計上した反動により赤字幅が縮小しております。

以上の結果、売上高は118百万円(前期比37.8%減)、営業損失は41百万円(前期は営業 損失75百万円)となりました。

② 設備投資の状況 重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度におきまして、以下のとおり社債発行を行い、総額で450百万円の資金調達を行いました。

発行銘柄	発行日	発行総額	
第2回無担保社債(私募債)	2022年9月26日	250百万円	
第3回無担保社債(私募債)	2023年3月10日	200百万円	

また、運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社りそな銀行と総額200百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 当社子会社の株式会社フライトシステムコンサルティングと株式会社イーシー・ライダー は、2023年1月1日を効力発生日として、株式会社フライトシステムコンサルティングを存 続会社とする吸収合併を行いました。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

	区 分		第 33 期 (2020年3月期)	第 34 期 (2021年3月期)	第 35 期 (2022年3月期)	第 36 期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売	上	高(百万円)	4,517	3,404	3,249	3,009
経	常損	益(百万円)	470	△275	154	56
親会当	社株主に帰属 期 純 損	属する (百万円)	364	△282	114	41
1株	当たり当期約	屯損益 (円)	38.56	△29.91	12.06	4.37
総	資	産(百万円)	2,294	1,695	1,794	1,656
純	資	産(百万円)	712	428	534	569
1 杉	*当たり純	資産 (円)	75.40	45.33	56.50	60.22

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社フライトシステム コンサルティング	100百万円	100%	コンサルティング&ソリューション 事業・サービス事業・ECソリュー ション事業
FLIGHT SYSTEM USA Inc.	5万米ドル	* 100%	サービス事業

- (注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有であります。
 - 2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。
 - 3. 株式会社イーシー・ライダーにつきましては、2023年1月1日付で株式会社フライトシステムコンサルティングに吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

① プロジェクトに共通の技術ノウハウの共有

高度化しているプロジェクトを成功に導くため、さらに中期的な技術優位性を確保するために、プロジェクトの横断的な技術・ノウハウ並びにナレッジの共有を進め、個人のノウハウから組織・会社のノウハウに変えてまいります。

② プロフェッショナルとしての人材確保・育成及び外部アライアンス強化 プロジェクトの大規模化並びに高度化に伴い、従来にも増して質の高い人材確保及び育成が 鍵となります。コア技術と独創的なソリューションを追求することで、優秀な人材を積極的に 引き付ける磁場を創造していきたいと考えております。また、技術者の育成プランの推進等、スキルアップと適正な処遇・評価によるモチベーション向上のために諸施策を実行してまいります。

さらにプロジェクトの局面に応じて適切な外部パートナー様がタイムリーに参画いただけるようにアライアンスの強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

① コンサルティング&ソリューション事業 物流系や金融系を中心とした事業会社向けのシステムコンサルティング、システム開発・保守、並びにクラウドサービスを活用したシステム開発支援等を行っております。

② サービス事業

自社製品の電子決済ソリューション「Incredist」シリーズ及び無人自動精算機向けの決済ソリューション等の開発、販売を行っております。

③ ECソリューション事業

B2B向けECサイト構築パッケージ「EC-Rider B2B」の開発及び販売、並びに本パッケージ 導入に係るコンサルティングやシステム開発及び保守を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場(2023年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都渋谷区
-----	--------

② 子会社

株式会社フライトシステムコンサルティング	本社(東京都渋谷区) 仙台事業所(仙台市青葉区)
FLIGHT SYSTEM USA Inc.	米国カリフォルニア州

(7) 使用人の状況(2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使用人数	前連結会計年度末比増減		
コンサルティング&ソリューション事業	60名	3 名減		
サービス事業	30名	1 名減		
ECソリューション事業	5名	1 名減		
全社(共通)	8名	増減なし		
승 計	103名	5 名減		

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	増減なし	39.9歳	12年

⁽注) 使用人数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況(2023年3月31日現在)

借 入 先					先	借入額			
株	式	会	社	1)	そ	な	銀	行	540百万円
株	式	会	社	み	₫ "	ほ	銀	行	100百万円

(注) 上記金額には、社債(私募債)の未償還額を含んでおります。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 33,000,000株

(2) 発行済株式の総数 9,456,500株

(自己株式 1,004株を含む)

(3) 株主数 7,833名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主	名	持株数	持株比率
株式会社SBI証券			336,697株	3.56%
片山 圭一朗			147,800株	1.56%
松本隆男			147,000株	1.55%
マネックス証券株式会	社		116,263株	1.23%
楽天証券株式会社			109,900株	1.16%
BNYM SA/NV FOR ACCTS M ILM FE	R BNYM FOR BNYM (GCM CLIENT	84,461株	0.89%
JPモルガン証券株	式会社		83,000株	0.88%
GMOクリック証券	株式会社		82,500株	0.87%
大澤裕			72,500株	0.77%
a u カブコム証券株	式会社		59,700株	0.63%

- (注) 1. 持株比率は自己株式(1,004株)を控除して計算しております。
 - 2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) **取締役及び監査役の状況** (2023年3月31日現在)

会社	会社における地位 氏 名				名	?]	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代录	代表取締役社長 片 山 圭一朗						株式会社フライトシステムコンサルティング 代表取締役社長 FLIGHT SYSTEM USA Inc. CEO
代表取締役副社長 松 本 隆 男					隆	男	株式会社フライトシステムコンサルティング 取締役
取	締	役	和	\blacksquare	克	明	株式会社フライトシステムコンサルティング 常務取締役
取	締	役	宇		好	文	株式会社ブロードウェイ・パートナーズ 代表取締役 北野建設株式会社 社外取締役 東銀リース株式会社 社外取締役
取	締	役	小	林		隆	東海大学政治経済学部政治学科 教授
常	勤監	査 役	笠	間	龍	雄	株式会社フライトシステムコンサルティング 監査役
監	查	役	大	橋	宏	之	
監	査	役	伊	東	幸	子	東京工業大学 学生支援センター副センター長 未来人材育成部門長 教授 株式会社サミットシステムサービス 社外取締役

- (注) 1. 取締役宇田好文氏及び小林隆氏は社外取締役であります。なお当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 2. 監査役笠間龍雄氏、大橋宏之氏、伊東幸子氏は社外監査役であります。なお当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の	対象となる役		
丛 分	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	員の員数
取 締 役	54	54			5名 (2名)
(うち社外取締役)	(10)	(10)	_	_	(2名)
監 査 役	18	18			3名 (3名)
(うち社外監査役)	(18)	(18)	_	_	(3名)
合 計	72	72			8名 (5名)
(うち社外役員)	(28)	(28)	_	_	(5名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年6月25日開催の第16回定時株主総会において、年額200百万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の報酬限度額は、2003年6月25日開催の第16回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
 - (a)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法 当社の取締役の報酬等の内容に係る決定方針については、2021年3月18日開催の取締役 会において決議しております。

(b)決定方針の内容の概要

- ・取締役の基本報酬は、固定報酬とし、各取締役の貢献度、会社の業績や経営内容、経済情勢、潜在的リスク等を総合的に考慮のうえ決定するものとし、代表取締役社長に一任しております。
- ・取締役の報酬は、基本報酬のみとし、年間基本報酬を12等分した月決めの固定金銭報酬 としております。
- (c)当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が 判断した理由

代表取締役社長が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で報酬等を決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項 当事業年度の個人別の報酬については、2022年6月28日開催の取締役会において、代表取 締役社長 片山圭一朗に具体的な内容の決定を一任する旨の決議をしております。各取締役の 貢献度、会社の業績や経営内容、経済情勢、潜在的リスク等を踏まえ、評価を行うには代表取 締役社長が最も適していると判断したことによるものです。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

会	会社における地位					Et.	名		担当及び重要な兼職の状況
	外		締		宇			文	株式会社ブロードウェイ・パートナーズ 代表取締役 北野建設株式会社 社外取締役 東銀リース株式会社 社外取締役
社	外	取	締	役	小	林		隆	東海大学政治経済学部政治学科 教授
社	外	監	查	役	<u>**</u>	間	龍	雄	株式会社フライトシステムコンサルティング 監査役
社	外	監	査	役	伊	東	幸	子	東京工業大学 学生支援センター副センター長 未来人材育成部門長 教授 株式会社サミットシステムサービス 社外取締役

- (注) 1. 社外監査役笠間龍雄氏が兼職する㈱フライトシステムコンサルティングは、当社の連結子会社であります。
 - 2. その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要							
 取締役 宇田 好文	当事業年度に開催された取締役会13回のうち、12回に出席いたしました。主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。							
取締役 小林 隆	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。教育機関において法学及び政治経済学について長年研究された知見を活かし、専門的立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。							
監査役 笠間 龍雄	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。役員としての豊富な経験と知識を活かし、常勤社外監査役として客観的な見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。							
監査役 大橋 宏之	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。役員としての豊富な経験と知識を活かし、客観的な見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。							
監査役 伊東 幸子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会14回全てに出席いたしました。教育機関において修学及び就労について長年研究してきた知見を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。							

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
 流 動 資 産	1,409,857	流 動 負 債	489,007
		金 棋 買	107,105
現金及び預金	788,139	短 期 借 入 金	57,588
売 掛 金	240,163	1年内償還予定の社債	148,000
 契約資産	9,100	契約負債	131,890
商品	153,964	製品保証引当金	9,000
		そ の 他	35,423
原 材 料	101,215	固定負債	598,110
 	633	長期借入金	187,344
		社 債	392,000
前渡金	75,385	資産除去債務	16,566
そ の 他	42,256	その他	2,200
 貸 倒 引 当 金	△1,000	負 債 合 計	1,087,117
	△1,000	(純資産の部)	
固定 資産	246,701	株 主 資 本	583,831
有 形 固 定 資 産	49,291	資本金	1,205,123
 無形固定資産	125,321	資本 剰余金 利益 剰余金	1,195,798 △1,815,638
投資その他の資産	72,088	自己株式	_1,452
		その他の包括利益累計額	△14,390
敷金及び保証金	67,156	為替換算調整勘定	△14,390
そ の 他	4,932	純 資 産 合 計	569,441
資 産 合 計	1,656,558	負債 純資産合計	1,656,558

連結損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

	科					金	額
売		上		高			3,009,477
売		上	原	価			2,241,425
	売	上	総	利	益		768,052
販	売 費	及び一	般 管	理費			688,666
	営	業		利	益		79,385
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	14	
	為	替		差	益	1,683	
	そ		\mathcal{O}		他	1,436	3,134
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	3,678	
	支	払	手	数	料	20,529	
	そ		\mathcal{O}		他	1,530	25,738
	経	常		利	益		56,781
	税 金	等調整	前当	期純和	 益		56,781
	法 人	税、住	民 税 7	及び事業	業税	16,794	
	法	人 税	等	調整	額	△1,300	15,494
	当	期	純	利	益		41,287
	親会社	土株主に県	帰属する	る当期純	利益		41,287

貸 借 対 照 表 (2023年3月31日現在)

科	B	金額	科	B	金額
(資産の	部)		(負債	の 部)	
			流動	負 債	169,575
流 動 資	産	977,067		済長期借入金	33,600
			1年内償	還予定の社債	120,000
現金及	び 預 金	131,246	未	払金	5,426
			未 払	費用	749
売	金	16,256	未 払 法		7,312
			未払済		271
未 収	入 金	13,107	預	り金	2,211
			そ	の他	2
関係会社短	期貸付金	800,000	固定	負 債	363,766
			長 期	借入金	58,000
前 払	費用	8,178	社	債	290,000
			資産際		12,266
₹ 0.	他	8,278			1,700
			繰 延 秒		1,800
固定 資	産	66,071	負 債	合 計	533,341
				産の部)	
有 形 固 定	資 産	14,180	株主	資 本	509,796
			資 本		1,205,123
無形固定	資 産	1,092	資 本 乗		1,195,798
			資 本	準 備 金	1,195,798
投資その他	の資産	50,798	利益乗		△1,889,672
			利 益	準 備 金	7,132
関係会社長	期貸付金	98,812	. —	利益剰余金	△1,896,804
			別途	積 立 金	69,367
敷 金 及 び	ド 保 証 金	50,785	繰越		△1,966,172
				株式	△1,452
貸 倒 引		△98,800		全合計	509,796
資 産	合 計	1,043,138	負 債 純 🕯	資産合計	1,043,138

損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

	科			金	額
売	上	ו ו			201,775
売	上	総利	益		201,775
販 売	費及び一	般管理	ŧ		199,949
営	業	利	益		1,826
営	業外	収益	益		
受	取	利	息	9,535	
為	替	差	益	8,243	
そ		\mathcal{O}	他	0	17,779
営	業外	費	Ħ		
支	払	利	息	2,733	
支	払	手 数	料	19,644	
そ		0	他	0	22,377
経	常	損	失 (△)		△2,771
特	別	利	益		
関(係 会 社 貸	倒 引 当 金	戻 入 額	46,000	
関係		損失引当金	金 戻 入 額	86,000	132,000
特	別	損	ŧ		
			繰 入 額	8,200	
関係			金 繰 入 額	1,100	9,300
税	引 前 当		利 益		119,928
	人税、住民	民税及び	事 業 税	816	816
当	期	純利	益		119,112

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社フライトホールディングス 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉 ⑪ 指定有限責任社員 公認会計士 石 川 資 樹 ⑩ 紫務執行社員 公認会計士 石 川 資 樹 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社フライトホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フライトホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年5月18日の取締役会において、2023年10月1日を効力発生日として、株式会社フライトシステムコンサルティングを吸収合併することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載 内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告 することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるか どうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任が ある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明 することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、 入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確 実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記 事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類 に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日ま でに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存 続できなくなる可能性がある。
- · 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施 に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

株式会社フライトホールディングス 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石 上 卓 哉 印 指定有限责任社員 公認会計士 石 川 資 樹 印 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フライトホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2023年5月18日の取締役会において、2023年10月1日を効力発生日として、株式会社フライトシステムコンサルティングを吸収合併することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の 意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成 及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評 価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する 規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻 害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行 う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の 執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以 下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月29日

株式会社フライトホールディングス 監査役会

 常勤監査役
 笠間龍雄

 監査役
 大橋宏之

 監査役
 伊東幸子

(注) 常勤監査役笠間龍雄、監査役大橋宏之及び伊東幸子は、会社法第2条第16号及び第335条 第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、より機動的な経営体制を構築し事業を推進することを目的として、2023年10月1日 (予定)をもって当社の完全子会社である株式会社フライトシステムコンサルティングを吸収合併 (以下「本吸収合併」とします。)し、持株会社から自ら事業を行う事業会社へ移行いたします。この経営体制の変更に伴い、現行定款第1条(商号)及び第2条(目的)の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、本吸収合併の効力が発生することを条件として、本吸収合併の効力発生日をもって効力が生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

	現	行	定	款		変	更	案
(商号)		第1章	総則		(商号)	- 1	91章 総	則
第1条	<u>ングス</u>	_と 称し		<u>イトホールディ</u> : で は <u>FLIGHT</u> る。		ョンズ		<u>t</u> フライトソリューシ 英文では <u>FLIGHT</u> 表示する。

	現 行	定	款		変	更		案
2	当会社は、次の こ相当する事業を 分)を保有すること 舌動を支配、管理	<u>営む会社の</u> こにより、)株式(または持 当該会社の事業	(目的) 第2条		は、次の』	事業を営	むことを目的と
1.~3	3. (条文	省略)		1.~	~3.	(現行と	ごおり)	
	下動産の所有、利 交換、仲介及び鑑					(削	除)	
<u>5.</u>	(条文	省略)		<u>4.</u>		(現行と	ごおり)	
	フレジットカード <u>)</u> 事 <u>業</u>	及び電子マ	ネーの決済代行	5.	電子決済	等代行業		
<u>7.</u>	(条文	省略)		<u>6.</u>		(現行と	ごおり)	
	(新	歌		7.	資金移動美	業及び前払	式支払	F段の発行業務
<u>8.</u> †	株式の保有利用					(削	除)	
	圣営指導及び財務 ⁶ の受託	管理、労務	管理の事務処理			(削	除)	
	(新	電 及)		8.	電気通信 通信に関す		せづく電気	え通信事業その他
	(新	電 及)		9.	通信機器、 器の開発、			らの関連・周辺機 する事業
10.	(条文	省略)		10.		(現行と	ごおり)	
	会社は、前項各号 ができる。	こ附帯関連	する事業を営む			(削	除)	

第2号議案 取締役5名選仟の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名(うち社外取締役2名)の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号

かた やま けいいちろう **片 山 圭一朗**

再任

生年月日

1962年3月10日生 満61歳

取締役会出席回数

130/130 (100%)

所有する当会社の株式の数 147.800株

略歴、当社における地位及び担当

1985 年 4 月 株式会社イーゼル入社

1988 年4月 株式会社フライト (現当社) 設立

同社代表取締役社長

2002 年10月 当社代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社フライトシステムコンサルティング 代表取締役社長 FLIGHT SYSTEM USA Inc. CEO

(取締役候補者とした理由)

1988年に当社を設立以来、当社および当社グループの代表取締役として長年に亘りグループ全体の指揮を執り、優れた先見性と高い技術力で会社の成長を牽引してまいりました。

また、当社事業の大きな柱でもある決済ソリューションの開発及びそれらに関する豊富な経験と見識を有しており、技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において極めて重要な役割を果たしており、当社経営に不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者 番 号

2

まつ 松

もと たか 本 降

男

再任

牛年月日

1956年9月4日牛 満66歳

取締役会出席回数

13回/13回(100%)

所有する当会社の株式の数 147,000株

略歴、当社における地位及び担当

コンピューターサービス株式会社入社 1979 年 4 月 (現·SCSK株式会社)

1989 年7月 CSK東北システム株式会社設立

同社代表取締役専務

2002 年10月 当社取締役副社長

2005 年 3 月 当社取締役管理部担当

2011 年 6 月 当社代表取締役副社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社フライトシステムコンサルティング 取締役

(取締役候補者とした理由)

長年当社及び当社グループの財務、法務部門の責任者として経営 管理全般に精通するとともに、代表取締役として経営の重要事項 の決定及び業務執行の監督において極めて重要な役割を果たして おり、当社経営に不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役 としての選任をお願いするものであります。

候補者 番 号

3

だ 田克 和

あき 明

再任

牛年月日

1965年7月6日牛 満57歳

取締役会出席回数

13回/13回(100%)

所有する当会社の株式の数 10.000株

略歴、当社における地位及び担当

1987 年 4 月 株式会社コナム入社

1990 年 8 月 CSK東北システム株式会社入社

2007 年 4 月 当社SI事業部事業部長

2008 年 5 月 当社執行役員SI事業部事業部長

2011 年 6 月 当社取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社フライトシステムコンサルティング 常務取締役

(取締役候補者とした理由)

入社以来、長年システム開発事業を統括し、現場における豊富な 経験と実績を有しております。その幅広い見識と強いリーダーシ ップは当社経営に不可欠な人物であると判断し、引き続き取締役 としての選仟をお願いするものであります。

候補者 番 号

4

ラ だ よし のり 字 田 好 文

再任

社外

独立

生年月日

1941年8月17日生 満81歳

取締役会出席回数

120/130 (92%)

所有する当会社の株式の数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1966 年 4 月 日本電信電話公社(現・日本電信電話株式会社 (NTT)) 入社

1996 年 6 月 日本電信電話株式会社(NTT) 取締役東京支社長

1999 年 6 月 エヌ・ティ・ティ移動通信網株式会社(現・株式会社NTTドコモ) 代表取締役副社長

2002 年 6 月 NTTリース株式会社(現・NTTファイナンス株式 会社) 代表取締役社長

2008 年 6 月 北野建設株式会社 社外取締役(現任)

2012 年11月 株式会社ブロードウェイ・パートナーズ 代表取締

役(現任)

2015 年 6 月 当社社外取締役(現任)

2020 年 6 月 東銀リース株式会社 社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社ブロードウェイ・パートナーズ 代表取締役 北野建設株式会社 社外取締役 東銀リース株式会社 社外取締役

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

宇田好文氏は、長年のNTTグループにおける企業経営者としての高い見識と、豊富なビジネス経験を有しており、当該知見を活かし、当社の経営全般及び取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

同氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

候補者 番 号

5

こ ばやし **小 林** たかし

隆

再任

社外

独立

生年月日

1962年2月7日生 満61歳

取締役会出席回数

130/130 (100%)

所有する当会社の株式の数

一株

略歴、当社における地位及び担当

1985 年 4 月 神奈川県大和市職員

1996 年 4 月 慶応義塾大学SFC研究所 上席所員

2004 年 4 月 東海大学政治経済学部政治学科 講師

2007 年 4 月 同 政治経済学部政治学科 准教授

2011 年 4 月 英国国立カーディフ大学 客員研究員

2013 年 4 月 東海大学政治経済学部政治学科 教授(現任)

2018 年 4 月 同 運営本部副本部長

2020 年 4 月 東海大学大学院 法学研究科長

2021 年 6 月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

東海大学政治経済学部政治学科 教授

〔社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〕

小林隆氏は、社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、長年教育機関において研究された法学と政治経済学に精通しており、総務省の地域情報化アドバイザーを務めるなど、自治体のICT推進において数多くの委員やアドバイザーとして活躍してきました。このような豊富な経験と優れた見識をもとに、当社の事業推進や経営全般に助言、提言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏は現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役

としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 宇田好文氏及び小林隆氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社は、宇田好文氏及び小林隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所へ届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 4. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、宇田好文氏及び小林隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化を図るため、監査役1名を増員することといたしたく、その選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

Uff とみ たか こ **重 富 貴 子**

新任

生年月日

1988年10月29日生 満34歳

略歴、当社における地位

2011 年4月 ヤフー株式会社入社

2017 年10月 ワシントン州弁護士資格取得

2018 年7月 カリフォルニア州弁護士資格取得

2018 年 9 月 Fehmel & Associates入所 アソシエイト弁護士

2019 年 4 月 Shearman & Sterling LLP入所 アソシエイト弁護士 (現任)

重要な兼職の状況

Shearman & Sterling LLP アソシエイト弁護士

所有する当会社の株式の数

一株

〔社外監査役候補者とした理由〕

重富貴子氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

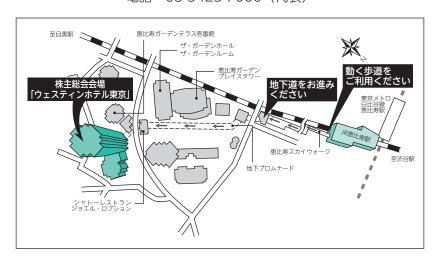
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 重富貴子氏は社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の 要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
 - 3. 社外監査役との責任限定契約について

重富貴子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

以上

第36回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都目黒区三田一丁目4番1号 (恵比寿ガーデンプレイス内) ウェスティンホテル東京 地下1階 桜 電話 03-5423-7000 (代表)



(交通のご案内)

- J R 「恵比寿駅」下車 東□より「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道)経由で徒歩約7分
- ●東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車 1番出口(JR方面)より「恵比寿スカイウォーク」(動く歩道) 経中で徒歩約10分
- ◎雨天の場合は、屋根付きの「恵比寿スカイウォーク」終点から上記ご案内図中で点線で示した地下道を経由することにより、傘などを使用せずにご来場いただくことができます。
- ◎お車でのご来場は、当日、道路渋滞の可能性がありますので、なるべくご遠慮願います。



出発地から株主総会会場まで スマートフォンがご案内します。 右図を読み取りください。



